

72.5.9.16
1714

徳道性書局
徳道性書局
書面委任
當情
日中隆工部局

ノ士名ニシテ労働以テ為情者ニテ宜キ事方此
ノ付知自意ニテ交換ノ形ノ小声以テ重ク表
本ノ多ク九時ノ前ニ代表者ノ内協者社会局方
労働ニ集會ノ上務ニテ長官以テ内協者方
情ニシテ決之令ニテ時時令ナリ

第 1188 號

昭和五年九月八日

大阪支所長

倉車 草間 時光

常務理事 添田 敬一郎 殿

労働組合法案ヨリ官業労働者除外問題ニ關シ
生反則原因団体対策ニ關スル件

労働組合大阪支所